

売買契約書（単価契約）

- | | | | | |
|---|---------|------------------------|------------------------------|----|
| 1 | 件 名 | (売払) 岡山市MAP肥料1号 (単価契約) | | |
| 2 | 引 渡 場 所 | 岡山市北区一宮217番地 | | |
| 3 | 引 取 期 間 | 契約日から令和8年1月30日まで | | |
| 4 | 規格・数量 | 仕様書のとおり | | |
| 5 | 契 約 金 額 | 単価金額 | 円 (1kg当たり) (消費税及び地方消費税額を除く。) | |
| | | 総金額 | 円 | |
| | | (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 | | 円) |
| 6 | 契 約 保 証 | 免除 | | |

上記の物品売払（以下「売払」という。）について、売払人 岡山市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行する。

（売払品の現状引渡し）

第1条 甲は、岡山市MAP肥料1号（以下「売払品」という。荷姿・数量は仕様書のとおり。）を仕様書記載の方法で乙に引き渡し、乙は、これを受け取るものとする。

（売買代金の額及び納入）

第2条 乙は、単価金額に数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内の午後3時までに甲が定める納付書により甲が指定する金融機関に一括して納入するものとする。

（売買物件の引渡し等）

第3条 甲は、第2条に定める売買代金の納入を確認後、売払品を乙に引き渡すものとし、乙は、売払品の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。

（所有権移転）

第4条 売払品の所有権は、乙が契約金を完納したときに乙に移転するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を譲渡し、又は担保にしてはならない。

（契約不適合責任）

第6条 甲は、売払品の引渡し後は当該売払品に契約の内容に適合しないものが発見されても、その責任を負わないものとする。

(売払品滅失時の措置)

第7条 万一、引渡し以前に天変地異、火災、盗難その他不測の事由により売払品が滅失する被害を受けた場合は、本契約も失効するものとする。この場合、乙に損害が生じたとしても、甲は、その責めを負わないものとする。

(売払品き損時の措置)

第8条 万一、引渡し以前に天変地異、火災、盗難その他不測の事由により売払品がき損する被害を受け契約時の価値を喪失したと認められた場合は、乙は本契約を解除することができるものとする。き損の程度が軽度な場合、甲、乙協議のうえ契約金額を減額できるものとする。この場合、乙に損害が生じたとしても、甲は、その責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当すると認めたときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

(1) 第3条に規定する期限までに乙が契約金を納入しないとき。

(2) 前号に定める場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

2 なお、この契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲はその責めを負わないものとする。

(費用の負担区分)

第10条 売払品の積込及び運搬にかかる手続き並びにその他契約にかかる一切の費用は、乙の負担とする。

(この契約に定めのない事項の処理)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令(岡山市の条例、規則等を含む)の定めるところによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長

印

乙 住所

商号又は名称

代表者職氏名

印